

令和8年度公益財団法人宮崎県奨学会奨学生募集要項

公益財団法人宮崎県奨学会は、優れた学生で、経済的理由により修学困難な者に学資を貸与し、将来有能な人材を育成することを目的として奨学生の募集を行います。

なお、宮崎県の教員として一定期間勤務した場合、貸与した奨学資金の返還を免除する免除型奨学金を創設しております。

1 募集人員 5名程度 (うち免除型奨学金2名)

2 貸与金額 月額25,000円(無利子)

3 貸与期間

令和8年4月より在学する学校の正規の修学期間の範囲内とする。

4 出願資格

次のいずれの条件をも満たす者。

①宮崎県に本籍を有する者、又は本人の主たる生計維持者が宮崎県内に居住している者。

②令和8年4月に大学に入学した者

※ ただし、免除型奨学金以外の貸与については、在学生の応募も受け付ける。在学生で希望する場合は、下記問い合わせ先まで個別に問い合わせること。

5 出願手続

出願する者は、次の書類を在籍大学を經由して当会あて提出のこと。

(1) 奨学生願書(様式第1号)

(2) 奨学生推薦調書(様式第2号)

・学力所見・人物所見の記入にあたっては、適宜出願者への聞き取りや面談等を行うなど、現時点で判断できる要素を総合的に考慮すること。

・推薦者は、大学の長又は学部の長とする。

(3) 成績証明書

・出身高等学校等の成績証明書又は調書等の写しを添付すること。

(4) 収入等に関する証明書類(本人の属する世帯内の納税義務者全員の収入に係るもの)

① 給与所得の場合

・勤務先発行の令和7年分源泉徴収票(写し可)

(源泉徴収票が取れない給与については給与支払証明書等)

・年金(恩給)に関する公的年金等の源泉徴収票(写し可)

② 給与所得以外の場合

・市町村発行の所得証明書と税務署提出の令和7年分「所得の確定申告」の控え(写し可)

③ 失業(休業)の場合

・失業(休業)前の収入証明書

・失業(休職)による収入としては、失業給付金(雇用保険金)、傷病手当金、災害補償給付金等が考えられるので、実態に応じてそれぞれの受給証明書の写しを添付のこと。

(5) 住民票の写し(本籍が確認できるもの、世帯全員分)

<注意事項>

願書及び推薦調書は当会所定の用紙を使用し、記載上の注意事項を参照の上、該当事項についてもれなく記入すること。

(6) 宣誓書(免除型を申込する方のみ提出)

教員を目指すあなたを支援します

免

除

型

奨学資金

公益財団法人宮崎県奨学会では、宮崎県の教育振興を図るため、宮崎県の教員として一定期間勤務した場合、貸与した奨学資金の返還を免除する免除型奨学資金を創設しております。

募集人員

・令和8年度 2名

貸与金額

・月額25,000円 総額1,200,000円（4年間）

返還免除の要件

- ・宮崎県内の公立又は私立の小・中・高及び特別支援学校等の常勤の教員等（講師含む）として勤務している期間の返還を免除いたします。
（大学新卒の場合、12年6ヶ月連続雇用されていれば全額免除となります。）

返 還

- ・常勤の教員等として勤務していない期間は、年額10万円の返還が必要となります。

申 し 込 み

- ・貸与開始年度の5月29日までに、在学する大学等を経由して申請してください。
- ・詳細については、4月以降に在学する大学の学事係等にお問い合わせください。

お問い合わせ

公益財団法人 宮崎県奨学会（宮崎県教育庁高校教育課内）
電話：0985-26-7237

